

国指定史跡 松ヶ岡開墾場 保存活用計画

国指定史跡 松ヶ岡開墾場 保存活用計画

平成31年3月 鶴岡市

平成31年3月
鶴岡市

陶芸教室

国指定史跡 松ヶ岡開墾場 保存活用計画

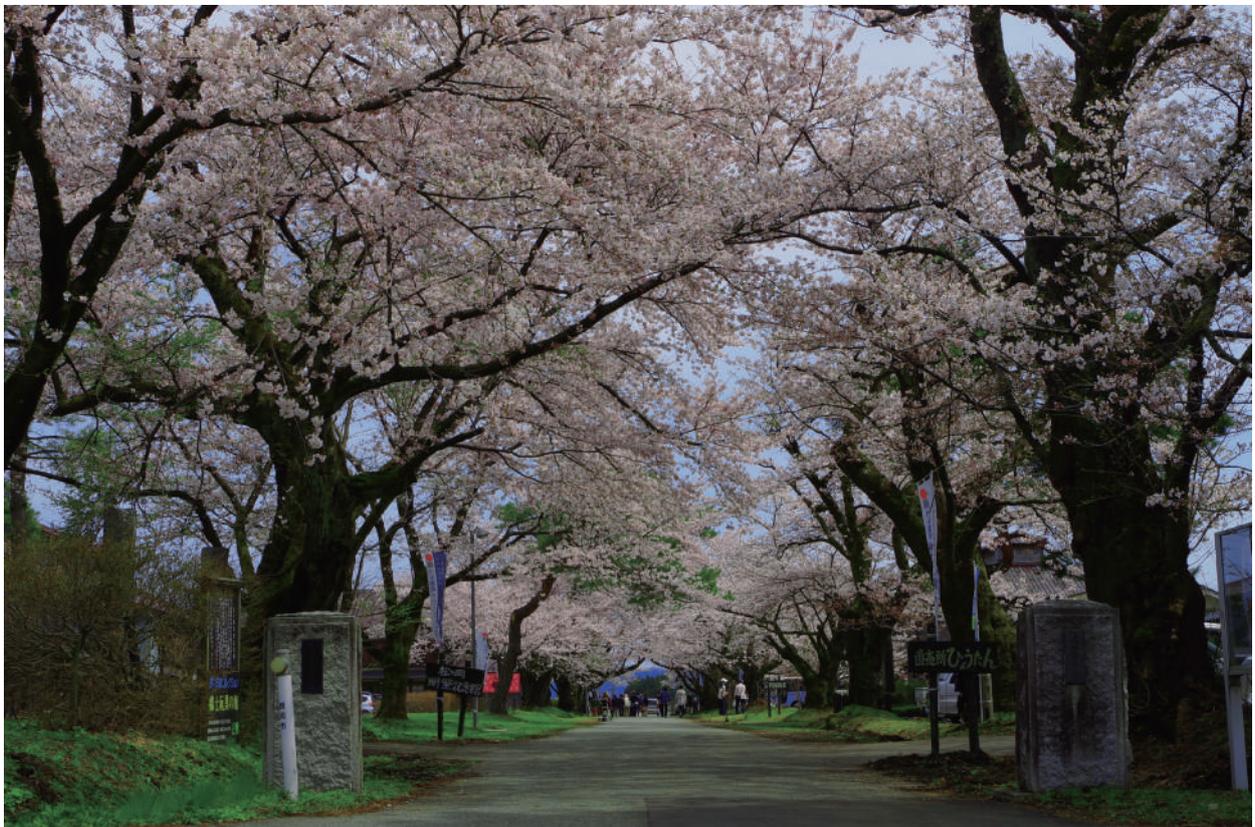
平成31年3月

鶴岡市

史跡松ヶ岡開墾場と主要建造物



指定地俯瞰（南東より）



場内通路と桜並木（西より）



本陣（南東より）



1番蚕室（南より）



2番蚕室（北東より）



3番蚕室（南東より）



4番蚕室（北東より）



5番蚕室（南より）



貯桑土蔵（北西より）



新葺屋敷（北西より）



経塚丘（北東より）



蚕業稲荷神社（東より）

序

国指定史跡「松ヶ岡開墾場」は、明治維新の変革期に戊辰戦争で敗れた旧庄内藩士約 3,000 人が、新たな産業を興し国に報じようと刀を鋤に替え開墾し、広大な桑畑を拓き、国内最大の蚕室群を建設した場所で、現在も、蚕室、本陣などの建造物が並ぶ明治初期の面影をそのまま残す国内でも貴重な史跡です。松ヶ岡の開墾を発祥とする絹産業の発展は、絹関連産業だけでなく鉄工業、電力・ガス、金融、教育など多分野に影響し、本市の近代化の礎を築きました。

松ヶ岡開墾場では、明治初期から今日まで開墾に関係した末裔の皆様が中心となり、蚕室、本陣等の歴史的建造物、四季の恵み豊かな美しい景観、また、開墾創業において形づくられた共同の精神を大切に継承されてきました。これらの貴重な有形・無形の資産は、平成元年の国史跡への指定に始まり、平成 21 年近代化産業遺産群の指定、平成 29 年の日本遺産「サムライゆかりのシルク 日本の近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」認定とその歴史的・文化的価値は高く評価されています。

本市では松ヶ岡開墾場を取り巻く社会環境が変化するなか、本質的な価値を明らかにし、また、その価値に多くの方に触れていただきながら次世代に確実に継承するため、平成 27 年度に「史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会」を設置し、保存と活用の基本方針とその方策について検討して参りました。計画の内容は地域住民の皆様、開墾場内で活動されている事業所の方々と意見交換も進め、幅広い意見を取り入れるよう努めて参りました。また、平成 28 年度に認可地縁団体松ヶ岡開墾場、公益財団法人致道博物館、松岡物産株式会社、株式会社松ヶ岡農場から土地と建物の一部の譲渡を受け整備に着手しております。

今後は、本計画に基づき、史跡松ヶ岡開墾場の価値と魅力を最大限に引出しながら、本市の絹産業・近代化の歴史を伝え、また、歴史的建造物や景観、絹産業、食などの多様な地域資源を活かし、新たな産業創出と地域活性化につながる拠点となるよう、地域の皆様とともに保存・整備・活用に努めて参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提案を頂きました策定委員の皆様、また、ご指導、ご助言を賜りました文化庁、山形県教育委員会、国土交通省東北地方整備局、公益財団法人文化財建造物保存技術協会、並びに、市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

鶴岡市長 皆川 治

例 言

- 1 本書は国指定史跡松ヶ岡開墾場（山形県鶴岡市）の保存活用計画である。
- 2 本計画は、鶴岡市企画部政策企画課が主体となり、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 か年で策定した。
- 3 本計画の策定にあたり、専門家・地元関係者・活用団体で構成される「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会」を組織し、鶴岡市企画部政策企画課・教育委員会社会教育課・羽黒庁舎総務企画課・建設部都市計画課が事務局を務めた。
- 4 「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会」の運営や計画の内容に関して、文化庁文化財第二課、山形県教育庁文化財・生涯学習課、公益財団法人文化財建造物保存技術協会から指導と助言を得た。
- 5 本書に使用した史跡指定地の図面は、平成 29 年度に実施した松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査によるものである。
- 6 本計画は平成 31 年（2019）3 月現在の法令に則して作成したものである。平成 30 年（2018）第 196 回国会（通常国会）において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成 31 年（2019）4 月 1 日から施行されることとなっているため、同年月日以降は改正法と照合し運用する必要がある。
- 7 本報告書の執筆および編集は、鶴岡市企画部政策企画課及び教育委員会社会教育課と株式会社グリーンシグマが分担して行った。
- 8 本計画の策定ならびに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関からご理解とご協力を賜った。ここに記して心より謝意を表したい。

国指定史跡 松ヶ岡開墾場 保存活用計画

目次

口絵（史跡松ヶ岡開墾場と主要建造物）	
序	
例言	
第1章 計画の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革・目的	13
第2節 計画の構造	14
第3節 計画策定の体制と経過	15
第4節 関連計画との関係	20
第5節 計画の実施	23
第2章 松ヶ岡開墾場の概要	
第1節 指定に至る経緯	24
第2節 指定の状況	25
第3章 松ヶ岡開墾場の価値	
第1節 松ヶ岡開墾場の本質的価値	82
第2節 松ヶ岡開墾場の新たな価値評価の視点	83
第3節 構成要素の特定	86
第4章 現状と課題	
第1節 史跡全体の現状と課題	99
第2節 構成要素ごとの現状と課題	105
第3節 運営・体制の現状と課題	114
第5章 大綱・基本方針	
第1節 大綱	116
第2節 保存活用の基本方針	117
第3節 史跡の保存・整備における年代設定	118
第6章 保存（保存管理）	
第1節 保存管理の方向性	124
第2節 保存管理の方法	124
第3節 構成要素ごとの保存管理の方法	126
第4節 現状変更等の取扱い	130
第5節 維持管理の取扱い	132

第7章 周辺環境の保全	
第1節 周辺環境の保全の方向性	135
第2節 緩衝地帯の設定	135
第3節 周辺環境の保全の方法	135
第4節 周辺環境の保全の具体的考え方	137
第8章 活用	
第1節 活用の方向性	139
第2節 活用の方法	139
第3節 構成要素ごとの活用の方法	141
第9章 整備	
第1節 整備の方向性	145
第2節 整備の方法	145
第3節 構成要素ごとの整備の方法	147
第4節 整備事業の計画	152
第10章 運営・体制	
第1節 運営・体制の方向性	153
第2節 運営・体制の方法	153
第11章 施策の行動計画	
第1節 施策の行動計画	156
第2節 施策の行動計画の区分	156
第12章 経過観察	
第1節 経過観察の方向性	159
第2節 経過観察の方法	159
参考資料1 松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査成果	163
主要構造物 配置図・一覧表	
非主要構造物 配置図・一覧表	
樹木 配置図・一覧表	
参考資料2 松ヶ岡開墾絵図「凌霜帖」	178
参考資料3 関係法令	187
掲載写真索引	206

第1章 計画の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

国指定史跡松ヶ岡開墾場には、明治5年(1872)に藤島村から移築した本陣、明治8年(1875)に東京から移築した蚕業稲荷神社、明治8年(1875)から同10年(1877)にかけて建設された10棟の蚕室のうち、三階建ての5棟(1～5番蚕室)が明治時代初期の姿で残され、開墾当時の雰囲気をとどめている。また、この史跡は建物だけでなく、開墾当初の土地所有・利用形態の遺制を残す開拓の遺跡としては日本でも珍しい開拓史上貴重な史跡となっていることから、平成元年(1989)8月11日に本陣1棟と蚕室5棟などの建造物を含めて国の史跡に指定された。

しかし、農業構造・生活環境等の変化に伴って、史跡をとりまく社会状況も変化し、史跡を保存していく上で種々の問題点が生じていた。また、史跡内の建造物は経年による部材の腐朽や破損、雨漏りが見られるようになり、建造物の保存のための早急な修理等が必要となっていたことから、平成4年度に国指定史跡「松ヶ岡開墾場」保存管理計画策定委員会を設置し、翌5年度にかけて、本陣と蚕室5棟の建造物の調査を行った。

平成5年度には、この調査報告をもとに第2回、第3回の策定委員会を開催し、平成6年(1994)3月に「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画策定報告書」(以下「松ヶ岡開墾場保存管理計画」とする)が刊行され、史跡の保存活用のための指針となっている。

平成7年度には「松ヶ岡開墾場保存管理計画」をもとに整備に向けた基本計画が策定され、平成8年(1996)3月に「国指定史跡松ヶ岡開墾場基本計画」(以下「松ヶ岡開墾場基本計画」とする)を刊行した。

(2) 計画の目的

史跡指定後、当該史跡の保存活用に関する行為は「松ヶ岡開墾場保存管理計画」及び「松ヶ岡開墾場基本計画」の2計画に基づき進められてきた。上記2計画は直近の課題であった本陣・蚕室の保存修理を念頭に策定されたものであり、当該建造物の保存活用の指針として運用されてきた。

一方、史跡松ヶ岡開墾場の価値は、建造物だけでなく、地形、樹木、石碑、その他の構成物など史跡全体の歴史的景観を構成



写真 1-1 指定地俯瞰(南東より)



写真 1-2 本陣(南より)



写真 1-3 蚕業稲荷神社(東より)



写真 1-4 1番蚕室(南東より)



写真 1-5 本陣の保存修理
(平成10年 [1998] ~平成12年 [2000])



写真 1-6 蚕室 (5番蚕室) の保存修理
(平成13年 [2001] ~平成14年 [2002])

するもの全てが該当する。本陣・蚕室の保存修理が一定の成果を得た近年、史跡価値を維持向上させるためには、建造物だけでなく、史跡全体における歴史的景観の保存活用に向けた整備の必要性が生じているが、上記2計画においては、史跡を構成する諸要素の現状変更等に関する規定が明確化されていない状況にある。史跡内で行う各種行為が史跡全体の価値に対してどのように位置付けられるものか判断が困難な状況が続いていることから、松ヶ岡開墾場を将来にわたって適切に保存管理・活用していくためには、より具体的な指針が必要となっている。

本計画は、松ヶ岡開墾場の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本的な方針や具体的な現状変更等の取扱い基準を定めると同時に、今後計画される各種活用整備の推進を目的として、策定を行ったものである。

第2節 計画の構造

本計画は図1-1に示す構成・構造を持ち、各章の内容については、以下に示す通りである。

第1章では、計画の目的、計画策定の経緯、計画の構成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画との関係、計画の実施時期等について述べる。

第2章では、指定に至る経緯、指定の状況等、史跡としての概要について述べる。

第3章では、史跡の構成要素と本質的価値を特定し、松ヶ岡開墾場の文化的価値と保存すべき範囲を明確にする。

第4章では、史跡の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行う。

第5章では、前章までを踏まえ、本計画の大綱と基本方針を定める。

第6章では、史跡を構成する諸要素の保存管理方法を示すとともに、前章までに整理した課題を解決するための施策について明示する。また、諸要素の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令等について整理を行う。

第7章では、指定地の周辺環境を保全するための方向性及び具体的方法について示す。

第8章では、活用の促進を図る上での方向性及び具体的方法について示す。

第9章では、保存・活用のための整備を実施する上での方向性及び具体的方法について示す。



図1-1 保存活用計画の構成・構造

第10章では、史跡と周辺環境を一体的かつ円滑に保存管理・保全する観点から、運営・体制の整備・拡充の方向性及び具体的方法について示す。

第11章では、前章までに定めた施策を実現するための行動計画を示す。

第12章では、史跡への負の影響や、実施した施策の評価のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する。

第3節 計画策定の体制と経過

(1) 計画策定の体制

保存活用計画策定にあたっては、歴史・建築・史跡・植物の専門家と地元関係者・活用団体で構成される「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会」（以下：「策定委員会」とする。）を設置し、史跡の保存活用計画策定に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。策定委員会には文化庁文化財第二課、国土交通省東北地方整備局建設部、山形県教育庁文化財・生涯学習課、公益財団法人文化財建造物保存技術協会から専門職員をオブザーバーとして派遣していただいた。

策定委員会の事務局庶務は鶴岡市企画部政策企画課、教育委員会社会教育課、羽黒庁舎総務企画課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定委員会前までに市関係各課による担当者打合せ、庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画内容について精査を行った。

平成30年度には、毎月1回開催される鶴岡市、土地・建物の所有者である松ヶ岡開墾場、史跡を活用する事業者等で構成される事業所連絡会において、計画策定の取り組み状況について報告を行うとともに、現状把握や今後の活用について意見を徴し、計画策定に反映した。

計画策定の各段階における概要・素案については、松ヶ岡地域の住民、史跡を活用する事業者に対して説明会を開催し、質疑に応じるとともに、内容等について徴した意見を計画策定に反映した。

(2) 計画策定の経過と概要

【平成27年度】

① 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会の開催

国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会として8名の委員を選定し、平成27年（2015）4月22日に施行した。同日、第1回策定委員会を開催し、委嘱状交付、委員会設立の経緯、計画策定の方針、今後のスケジュール等について確認を行った。

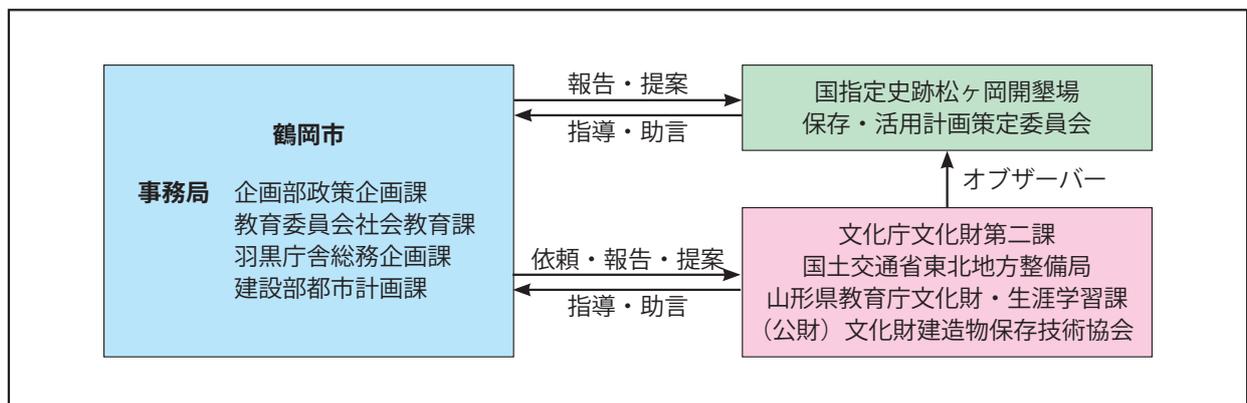


図1-2 保存活用計画策定の体制図

表 1-1 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会 名簿

平成 31 年 3 月時点

	氏名	職名	所属等	備考
委員長	酒井 忠久	公益財団法人致道博物館 代表理事	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	
副委員長	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場 理事長	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	～平成 29 年
	堀 誠	松ヶ岡開墾場 理事長	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	平成 30 年～
委員	宇生 雅明	庄内映画村株式会社 代表取締役社長		～平成 28 年
	氏家 昇一	鶴岡織物工業協同組合 理事長		平成 29 年～
	堀 司朗	鶴岡市史編さん委員	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	～平成 28 年
	阿部 博行	鶴岡市史編さん委員	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	平成 29 年～
	高谷 時彦	東北公益文科大学 大学院特任教授	鶴岡市歴史的風致維持向上計画 推進協議会委員	
	北野 博司	東北芸術工科大学 芸術学部歴史遺産学科学科長	山形県文化財保護審議会委員 (史跡)	
	小幡 知之	山形工科短期大学 学校長	山形県文化財保護審議会委員 (建築)	
	野堀 嘉裕	山形大学 農学部名誉教授	鶴岡市文化財保護審議会委員 (植物)	
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官		
	鈴木 武彦	国土交通省東北地方整備局建政部 都市調整官		～平成 29 年度
	佐々木 貴弘	国土交通省東北地方整備局建政部 都市調整官		平成 30 年度～
	高橋 正浩	山形県教育庁文化財・生涯学習課 企画調整専門員		～平成 27 年度
	安藤 紀子	山形県教育庁文化財・生涯学習課 文化財振興主査		平成 28 年度～
	鈴木 清司	公益財団法人文化財建造物保存技術協会 技術参与		
鶴岡市関係者	渡会 悟	鶴岡市建設部長		～平成 29 年度
	増田 亨			平成 30 年度
	國井 儀昭	鶴岡市羽黒庁舎支所長		平成 29 年度～
	小細澤 充	鶴岡市教育委員会教育部長		～平成 28 年度
	石塚 健			平成 29 年度～
	川畑 仁	鶴岡市企画部長		平成 27 年度
	高橋 健彦			平成 28 年度
	高坂 信司			平成 29 年度～

表 1-2 事務局の体制

年度	役職	氏名	所属等
平成 27 年度	事務局長	高橋 健彦	鶴岡市企画部次長兼政策企画課課長
	事務局次長	佐藤 正哉	鶴岡市教育委員会社会教育課課長
	事務局	岡部 信宏	鶴岡市教育委員会社会教育課文化主幹
		松浦 幸子	鶴岡市教育委員会社会教育課文化財主査
		眞壁 建	鶴岡市教育委員会社会教育課文化財主査
		渡部 功	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長
		佐藤 守	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長補佐
		呼野 克洋	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課総務地域振興専門員
		早坂 進	鶴岡市都市計画課課長
		佐藤 繁義	鶴岡市都市計画課主査
		後藤 英記	鶴岡市都市計画課専門員
高橋 修也	鶴岡市政策企画課主査		
平成 28 年度	事務局長	永壽 祥司	鶴岡市政策企画課課長
	事務局次長	本間 明	鶴岡市教育委員会社会教育課課長
	事務局	松浦 幸子	鶴岡市教育委員会社会教育課課長補佐
		眞壁 建	鶴岡市教育委員会社会教育課文化財主査
		沼沢 紀恵	鶴岡市教育委員会社会教育課文化財主査
		渡部 功	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長
		佐藤 守	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長補佐
		呼野 克洋	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課総務地域振興専門員
		早坂 進	鶴岡市都市計画課課長
		佐藤 繁義	鶴岡市都市計画課主査
		後藤 英記	鶴岡市都市計画課専門員
高橋 修也	鶴岡市政策企画課主査		
平成 29 年度	事務局長	永壽 祥司	鶴岡市政策企画課課長
	事務局次長	鈴木 晃	鶴岡市教育委員会社会教育課課長
	事務局	佐藤 繁義	鶴岡市教育委員会社会教育課課長補佐
		伊藤 義明	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長
		観世 安司	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課総務地域振興主査
		早坂 進	鶴岡市都市計画課課長
		佐藤 守	鶴岡市都市計画課主幹
		栗田 甚吉	鶴岡市都市計画課係長
高橋 修也	鶴岡市政策企画課課長補佐		
平成 30 年度	事務局長	佐藤 光治	鶴岡市企画部次長兼政策企画課課長
	事務局次長	鈴木 晃	鶴岡市教育委員会社会教育課課長
	事務局	三浦 裕美	鶴岡市教育委員会社会教育課課長補佐
		沼沢 紀恵	鶴岡市教育委員会社会教育課文化財主査
		伊藤 義明	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課課長
		観世 安司	鶴岡市羽黒庁舎総務企画課地域まちづくり企画調整主査
		岡部 信宏	鶴岡市都市計画課課長
		佐藤 守	鶴岡市都市計画課主幹（～平成 30 年 11 月 13 日）
		鈴木 英昭	鶴岡市都市計画課主幹（平成 30 年 11 月 14 日～）
		大江山 守	鶴岡市都市計画課都市計画主査
		佐藤 繁義	鶴岡市政策企画課主幹
奥山 真裕	鶴岡市政策企画課政策企画専門員		



写真 1-7 第1回策定委員会



写真 1-8 第2回策定委員会



写真 1-9 基礎調査（測量）



写真 1-10 第3回策定委員会



写真 1-11 第4回策定委員会

【平成 28 年度】

① 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会の開催

平成 28 年（2016）6 月 7 日に第 2 回策定委員会を開催した。

本計画の策定に先立ち、史跡の保存改修事業の着手が予定されていたが、「松ヶ岡開墾場保存管理計画」及び「松ヶ岡開墾場基本計画」には、建物等の現状変更に関する規定が明確化されていない状況にあったため、同会議において、現存建物の評価について再確認を行うとともに、「松ヶ岡開墾場基本計画」の一部変更、現状変更等の取扱い基準について協議を行った。

【平成 29 年度】

① 松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査

保存活用計画策定の基礎資料として、1/500 の図面及び史跡内に存する建築物、樹木、石碑、その他の構成物など約 780 件について、由来、大きさ、写真等の個別記録を基礎資料として整備した。

【調査内容】

用地実測図原図	1/500、2.7 ヘクタール
用地構成物調査	主要構造物（14 件） その他非主要構造物（276 件） 樹木（492 件）

② 松ヶ岡計画策定庁内会議の開催

平成 29 年（2017）10 月 10 日、同月 20 日に策定関係課長会議を、また、同年 11 月 28 日に第 1 回策定庁内会議を開催し、保存活用計画の概要、策定のスケジュール、保存・活用の方向性等について協議・検討した。

③ 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会の開催

平成 29 年（2017）12 月 14 日に第 3 回策定委員会を開催した。

一部委員の交代に伴い、「松ヶ岡開墾場保存活用計画」策定の概要について再確認を行った。また、同年に実施した「松ヶ岡開墾場保存活用計画基礎調査」の概要、平成 29・30 年度に実施した蚕室保存改修事業の進捗状況について報告を行った。

平成 30 年（2018）3 月 23 日に第 4 回策定委員会を開催した。

「松ヶ岡開墾場保存活用計画」目次案、史跡の本質的価値、構成要素の現状と課題、保存活用方針について報告し、意見交換を行った。

【平成 30 年度】

① 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定庁内会議の開催

平成 30 年（2018）8 月 8 日から 15 日にかけて、事務局が関係部課長に、史跡の構成要素の定義と分類の再確認、各構成

要素の現状と課題、保存・活用・整備に関する基本方針について説明し、第5回策定委員会に諮る内容を確認した。

平成31年(2019)1月18日に第2回策定庁内会議を開催し、新たな価値評価視点、史跡の構成要素、史跡の保存・整備における年代設定について確認を行うとともに、保存・活用・整備等に関する方向性と具体的な方法等について検討・協議を行い第6回策定委員会に諮る内容を決定した。同年3月13日に最後となる第3回策定庁内会議を開催し、保存活用計画書の素案に沿って史跡の文化財価値の再確認、現状と課題、保存・活用・整備の方針と具体的な方針・方法等を再確認し、第7回策定委員会に諮る内容を決定した。

② 国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会の開催

平成30年(2018)8月20日に第5回策定委員会を開催し、史跡の構成要素について改めて定義を行い、分類の再確認を行うとともに、各構成要素の現状と課題、保存・活用・整備に関する基本方針について検討・協議を行った。

同年9月～11月に、史跡内整備の基本方針として「明治時代初期の景観を保持しながら、全体整備の年代を昭和3～7年(1928-1932)に設定する」ことで各委員、オブザーバーに説明し了解を得た。また、第5回策定委員会で協議した場内通路の整備方針を石貼り舗装から角礫の洗い出し舗装に変更することで同様に各委員、オブザーバーに説明し了解を得た。

平成31年(2019)2月12日に第6回策定委員会を開催し、保存・活用・整備に関する方向性と具体的な方法等について検討・協議を行った。

同年3月20日に最後となる第7回策定委員会を開催し、保存活用計画書の素案に沿って、史跡の文化財価値の再確認、現状と課題、保存・活用・整備の方針と具体的な方法等を再確認し、これまで議論してきた内容を総括した。

③ 地元説明会・事業者説明会の開催

計画策定の各段階においては、松ヶ岡地域の住民及び史跡を活用する事業者を対象とした説明会を開催した。

計画策定等の進捗状況に応じて、平成30年(2018)12月26日に計画概要、翌31年(2019)2月26日に計画素案について説明し、質疑に応じるとともに、内容等について徴した意見を計画策定に反映した。

④ 保存活用計画策定補助及び報告書作成

保存活用計画策定に関する補助や報告書編集に関する業務を株式会社グリーンシグマへ委託した。



写真 1-12 第5回策定委員会



写真 1-13 第6回策定委員会



写真 1-14 第7回策定委員会



写真 1-15 地元説明会



写真 1-16 事業所連絡会

第4節 関連計画との関係

(1) 上位計画における松ヶ岡開墾場の位置づけ

本計画は、当市の文化財保護施策や文化振興施策について記載した上位計画の理念や基本方針にもとづき、松ヶ岡開墾場の保存管理のあり方を示すものである。

「鶴岡市総合計画」（基本構想・基本計画・後期基本計画）、「鶴岡市教育大綱」には、文化財をはじめとした有形無形の文化資源や歴史的景観について、住民自らがその価値を理解し、後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援し、地域づくりの核として活用する方針が記載されている。

上記のほか、「鶴岡市景観計画」には歴史、文化遺産や豊かな自然を適切に保全、活用した景観を形成する方針が記載され、「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」では、松ヶ岡開墾場を含む「羽黒松ヶ岡地区」が同計画の重点地域に設定され、「鶴岡市都市再興基本計画」では同地区を含む重点三地区の歴史的背景に込められた精神性の物語とそれぞれが有する自然・景観、歴史資源を繋いだ景観形成を図ることが定められている。

平成26年度には、松ヶ岡開墾場の歴史的環境を保全するとともにその歴史的資源を活用して、地域活性化に向けた具体的事業の構築を目指し、「松ヶ岡地域振興ビジョン～松ヶ岡開墾場史跡パーク（仮称）構想～」が策定されている。「松ヶ岡開墾場史跡パーク（仮称）構想」は、松ヶ岡開墾場が創業150周年を迎える平成33年（2021）を目標とし、国指定史跡松ヶ岡開墾場を中心にした松ヶ岡全域をそのエリアと考え、松ヶ岡地域の振興をより具体的に進めるものである。

(2) 具体的整備事例

① 蚕室等の保存修理

平成10～12年度に本陣、平成13～14年度に5番蚕室、平成18～19年度に2番蚕室、平成24～25年度に4番蚕室、平成26年度に3番蚕室の修理を行った。

② 蚕室等の屋根修繕

平成17年度に蚕業稻荷神社、4番蚕室の屋根修繕を行った。

③ 避雷設備の設置

平成27年度に本陣のパンザマスト、2番蚕室の棟上導体方式避雷設備を設置した。

平成28年度に3番蚕室、平成29年度に1番蚕室、平成30年度に4番蚕室の棟上導体方式避雷設備を設置した。

④ 駐車場等の整備

平成29年度に松ヶ岡開墾場・本陣・蚕室等の重要な歴史的資源に合わせた通路・駐車場等の修景整備を行うとともに、来場者の利便性・安全性の向上のために、駐車場・歩道・案内サイン等を整備した。

※平成30年度に事業繰越

⑤ 公衆便所の改修

平成28年度に駐車場東側の公衆便所について改修工事を行った。

⑥ 多目的広場の整備

平成28年度に癒しの場所づくり、入口らしさを創出するため、駐車場北側多目的広場に臨時駐車スペースや植栽、ベンチ等を整備した。

⑦ 新徴屋敷（松ヶ岡開墾士住宅）の整備

平成30年度に新徴屋敷（松ヶ岡開墾士住宅）を鶴岡市郷土資料館から発見された史料に基づいて復原するとともに、日本遺産「サムライゆかりのシルク」及び松ヶ岡開墾場の総合案内機能やガイド等の

鶴岡市総合計画（基本構想）
（平成21年）

V 地域振興の方針

2. 各地域の方向性

(3) 羽黒地域

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化の遺産、また、松ヶ岡開墾場や門前集落の街並など、価値の高い歴史的景観を有しており、これらの幅広い分野の歴史文化遺産を未来へと継承しながら、地域づくりの核として生かしていきます。

（中略）

出羽三山や松ヶ岡に代表される地域の歴史文化を広め、国際的にも文化的価値の高い地域として、文化、産業、学術などあらゆる分野に羽黒らしい歴史的空間を提供できる地域をめざします。

鶴岡市総合計画（基本計画）
（平成21年）

第3章 第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究

施策の方針

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが城下町や農山漁村としての文化を理解しながら後世に継承できるように、地域と住民の主体的伝承活動を支援するとともに、貴重な史料や業績を調査、収集、保存し、学習研究を進める体制を整備します。

鶴岡市総合計画（後期基本計画）
（平成26年度～平成30年度）

4 地域振興のビジョンに基づく施策

(2) 羽黒地域

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画をテーマにした新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。

1) 観光の振興

○施策の方向

松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室などの保存整備を推進し、有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

○主な施策

②松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用による地域活性化

松ヶ岡開墾場の歴史的風致形成建造物である蚕室、本陣を保全、活用し、住民が主体となって地域づくりが進められるよう、松ヶ岡地域振興ビジョンの各種事業を支援します。

6 分野別の施策

第3章 未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(2) 伝統文化と文化資源の保存継承

施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

付属資料

V 地域振興の方針

2. 各地域の方向性

(3) 羽黒地域

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化の遺産、また、松ヶ岡開墾場や門前集落の街並など、価値の高い歴史的景観を有しており、これらの幅広い分野の歴史文化遺産を未来へと継承しながら、地域づくりの核として生かしていきます。

（中略）

こうした活動を通して、出羽三山や松ヶ岡に代表される地域の歴史文化を広め、国際的にも文化的価値の高い地域として、文化、産業、学術などあらゆる分野において活発に交流や観光が行われる舞台となり、訪れる国内外の多くの人たちに羽黒らしい歴史的空間を提供できる地域をめざします。

鶴岡市景観計画
(平成 20 年)

2. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 基本目標

○貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成

(2) 全体の方針

■ 景観要素別

● 拠点景観

② 史跡その他文化財周辺

歴史、文化遺産や豊かな自然を適切に保全、活用し内外に誇れる景観形成を行う。

鶴岡市歴史風致維持向上計画
(平成 25 年度～平成 34 年度)

序章 (はじめに)

2 計画策定の位置づけと役割

鶴岡市の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、佇まいを醸し出している良好な環境を維持及び向上させ、まちや暮らしの環境とその魅力を守り、高めるとともに、後世に継承することを目的とするものである。

第2章 鶴岡市の維持向上すべき歴史的風致

5 松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置

<羽黒松ヶ岡地区>

羽黒地域振興計画
(平成 26 年)

5. 施策の基本方針

基本方針 (1) 「観光の振興」

松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室等の保存整備を推進し有効活用を図ります。

5. 具体的な展開方策

基本方針 (1) - 2. 松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用による地域活性化

この計画では歴史的風致形成建造物(蚕室、本陣)の保全、活用を支援することにより、地域の発展を促すものであり、現在、松ヶ岡地域では、「学び」をベースに住民と史跡内で事業を行う事業者が主体となって将来的な地域の発展と蚕室の有効な活用のイメージした「松ヶ岡地域振興ビジョン」を策定しています。このため、地域が策定したビジョンにより、住民が主体となって地域づくりが進められるよう同ビジョンによる各種事業の展開やビジョンの進捗管理、必要な環境整備について支援を行います。

① 松ヶ岡開墾場を活用した地域活動への支援

地域が次のステップに向けて取り組む、振興ビジョンに基づく具体的な施設利用や修景の計画づくりに対し、助言指導を行います。また、振興ビジョンで目指す「学ぶ魅力」や「泊まる魅力」、「発表する魅力」などを高めていくために、地域が実施する各種の取組み、活動に対し支援を行います。

② 史跡内と周辺地域の修景整備

「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」に基づき、明治初期の景観への復元を前提として史跡内の道路や立木等の整備を行います。また、歴史的景観に配慮した看板・誘導案内板、休憩スペース等の整備を促進します。

鶴岡市教育大綱
(平成 27 年度～平成 30 年度)

基本方針

3 豊かな感性を高める文化の振興

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

また、文化財をはじめとした有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

鶴岡市都市再興基本計画
(平成 29 年)

4. 景観

《施策方針 2》

(1) 歴史的風致維持による景観形成

市内に残る歴史文化と一体になった市民活動（歴史的風致）を維持・発展させることにより良好な景観形成を進めます。

(施策概要)

② 重点三地区を繋ぐ歴史的資源・景観の戦略

歴史的風致維持向上計画に定める重点三地区について、それぞれの歴史的背景に込められた精神性の物語とそれぞれが有する自然・景観、歴史資源を繋いだ景観形成を図ります。

- ・ 城下町の風情と様々な時代の建造物が一体となった良好な景観形成（鶴岡公園とその周辺地区）
- ・ 出羽三山の信仰と結びついた宗教集落としての良好な景観形成（羽黒手向地区）
- ・ 開墾の精神と鶴岡の絹織文化を物語る蚕室群を中心とした良好な景観形成（羽黒松ヶ岡地区）

松ヶ岡地域振興ビジョン
～松ヶ岡開墾場史跡パーク（仮称）構想～
(平成 26 年度～平成 33 年度)

～第 3 章～ 松ヶ岡開墾場史跡パーク（仮称）構想

2. 構想の内容

ワークショップでは構想を進めるために、地域資源を活用した産業化・継続性を追求し、「人が集まる」ために松ヶ岡の魅力さをさらに高める取組みを整理・検討する必要性が指摘されました。

また、場内事業者の連携・協働による新たな産業創造の可能性を探り、地域住民もお客さんとして楽しむ、そして、自らやってみたいと思う魅力を追求するうえで、住民の意見を調査し、好循環の創出の可能性を探る様々な事業を展開するために、全体を調整できる松ヶ岡創造センター（仮称）の必要性も指摘されました。

このため、次の 3 つの支点を構想の内容とし、松ヶ岡地域の振興を図ります。

1. 松ヶ岡の魅力の向上
2. 松ヶ岡創造センター（仮称）の設置
3. 組織体制づくり

活動機能を持つ施設(インフォメーションセンター)として公開活用するための改修工事を行った。また、新徴屋敷周囲の外構及びサインを整備した。

※平成 31 年度は屋根等改修工事（予定）

⑧ 場内通路の整備

平成 30 年度に歩行者の安全を考慮し、場内通路を歩行者専用通路として整備した。

第 5 節 計画の実施

① 策定年月日

平成 31 年（2019）3 月 29 日

② 実施・発効年月日

平成 31 年（2019）4 月 1 日

③ 計画期間と見直し

本計画は平成 31 年（2019）3 月に策定され、同年 4 月から実効する。計画期間は定めず、学術的な調査研究の進展、関係法令・社会情勢の変化、継続的な経過観察を通じて把握する現状・課題の変化、本市の行政施策における文化財の保護・活用に関する方針等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや改定を行うこととする。

④ 計画の周知

本計画の実施にあたり、鶴岡市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。